

島根労働局第 14 次労働災害防止計画

令和 5 年 3 月
島根労働局

<目次>

はじめに	1
1 計画のねらい.....	1
(1) 計画が目指す社会	1
(2) 計画期間	2
(3) 計画の目標.....	2
ア アウトプット指標.....	2
イ アウトカム指標	4
(4) 計画の評価と見直し.....	5
2 安全衛生を取り巻く現状と施策の方向性.....	5
(1) 死亡災害の発生状況と対策の方向性.....	5
(2) 死傷災害の発生状況と対策の方向性.....	7
ア 死傷災害の発生状況	7
イ 死傷災害の増加の要因及び対策の方向性.....	9
(3) 労働者の健康を巡る動向と対策の方向性	12
ア メンタルヘルス対策関連.....	12
イ 過重労働防止対策関係	12
ウ 産業保健活動関係.....	13
(4) 化学物質等による健康障害の現状と対策の方向性.....	14
(5) 事業者が自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発の重要性	14
3 計画の重点事項.....	15
4. 重点事項ごとの具体的取組	15
(1) 自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発.....	15
ア 安全衛生対策に取り組む事業者が社会的に評価される環境整備.....	15
イ 労働災害情報の分析機能の強化及び分析結果の効果的な周知	16
ウ 労働安全衛生における DX の推進.....	16
(2) 特に中高年齢の女性を中心とした労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の 推進	17
(3) 高年齢労働者の労働災害防止対策の推進	18
(4) 多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進	18
(5) 個人事業者等に対する安全衛生対策の推進.....	19
(6) 業種別の労働災害防止対策の推進	19
ア 陸上貨物運送業対策	19
イ 建設業対策	20
ウ 製造業対策.....	20
エ 林業対策.....	21
(7) 労働者の健康確保対策の推進.....	21
ア メンタルヘルス対策	21
イ 過重労働対策	22
ウ 産業保健活動の推進	23
(8) 化学物質等による健康障害防止対策の推進.....	23
ア 化学物質による健康障害防止対策.....	23
イ 石綿、粉じんによる健康障害防止対策	24
ウ 熱中症、騒音による健康障害防止対策	25
エ 電離放射線による健康障害防止対策	25
(参考) アウトプット指標及びアウトカム指標の考え方.....	26

はじめに

島根労働局労働災害防止計画は、戦後の高度成長期における産業災害や職業性疾病の急増を踏まえ、1958年に第1次の計画が策定されたものであり、その後、社会経済の情勢や技術革新、働き方の変化等に対応しながら、これまで13次にわたり策定してきた。

この間、産業災害や職業性疾病の防止に取り組む島根労働局、事業者、労働者等の関係者が協働して安全衛生活動を推進する際の実施事項や目標等を示して取組を促進することにより、島根県内の労働現場における安全衛生の水準は大幅に改善し、島根県内の労働災害による死亡者の数（以下「死亡者数」という。）については、昭和44年には過去最悪の61人もの尊い命が失われていたが、近年は年間1桁台まで改善し、令和2年には過去最少であった平成16年に並ぶ4人となった。

また、死傷災害については、昭和36年には3,569人もの労働者が休業8日以上労働災害に被災を余儀なくされていたが、以降は減少傾向にあり、令和2年には労働災害による休業4日以上死傷者の数（以下「死傷者数」という。）が過去最少の688人となった。

しかしながら、死亡災害は未だ撲滅に至っておらず、死傷者数に至っては高年齢労働者の増加や新型コロナウイルス感染症等の影響により、令和3年に増加へ転じ、平成20年以来14年ぶりに800人を上回った。

背景には、島根県内の有効求人倍率が高水準で推移する等の人手不足の状況の中、労働災害発生率（死傷年千人率）が高い60歳以上の高年齢労働者が増加しているほか、中小事業場における労働災害の発生が多数を占めており、県内の大多数を占める中小事業場を中心に安全衛生対策の取組促進が不可欠な状況にある。

一方、職場における労働者の健康保持増進に関する課題については、働き方改革への対応、メンタルヘルス不調、労働者の高年齢化や女性の就業率の増加に伴う健康課題への対応、治療と仕事の両立支援やコロナ禍におけるテレワークの拡大など多様化しており、現場のニーズの変化に対応した産業保健体制や活動の見直しが必要となっている。

さらに、化学物質による重篤な健康障害の防止や石綿使用建築物の解体等工事への対策の着実な実施が必要となっている。

このような状況を踏まえ、労働災害を少しでも減らし、労働者一人一人が安全で健康に働くことができる職場環境の実現に向け、2023年度を初年度として、5年間にわたり島根労働局、事業者が、労働者や関係機関等の関係者とともに目指す目標や重点的に取り組むべき事項を定めた「島根労働局第14次労働災害防止計画」を、ここに策定する。

1 計画のねらい

(1) 計画が目指す社会

誰もが安全で健康に働くためには、労働者の安全衛生対策の責務を負う事業者や注文者のほか、労働者等の関係者が安全衛生対策について、自身の責任を認識し、真摯に取り組むことが重要である。また、消費者・サービス利用者においても、事業者が

行う安全衛生対策の必要性や、事業者から提供されるサービスに安全衛生対策に要する経費が含まれることへの理解が求められる。

これらの安全衛生対策は、ウィズ・コロナ、ポスト・コロナ社会も見据えつつ、DX（デジタルトランスフォーメーション）の進展も踏まえ、労働者の理解・協力を得た上で、プライバシー等の配慮やその有用性を評価しつつ、ウェアラブル端末、VR（バーチャル・リアリティ）やAI等も活用を図る等、就業形態の変化はもとより、価値観の多様化に対応するものでなければならない。

また、労働者の安全衛生対策は事業者の責務であることが前提であるが、「費用としての人件費から、資産としての人的投資」への変革の促進が掲げられ、事業者の経営戦略の観点からもその重要性が増しており、労働者の安全衛生対策が人材確保の観点からもプラスになることが知られ始めている。こうした中で、労働者の安全衛生対策に積極的に取り組む事業者が社会的に評価される環境を醸成し、安全と健康の確保の更なる促進を図ることが望まれる。

さらに、とりわけ中小事業者等も含め、事業場の規模、雇用形態や年齢等によらず、どのような働き方においても、労働者の安全と健康が確保されていることを前提として、多様な形態で働く一人一人が潜在力を十分に発揮できる社会を実現しなければならない。

（参考）SDGs（持続可能な開発目標）8.8 Protect labour rights and promote safe and secure working environments for all workers, including migrant workers, in particular women migrants, and those in precarious employment.（移住労働者、特に女性の移住労働者や不安定な雇用状態にある労働者など、すべての労働者の権利を保護し、安全・安心な労働環境を促進する。）

（2）計画期間

2023年度から2027年度までの5か年を計画期間とする。

（3）計画の目標

島根労働局、事業者、労働者等の関係者が一体となって、一人の被災者も出さないという基本理念の実現に向け、以下のとおりアウトプット・アウトカム指標を定め、計画期間内に達成することを目指す。

ア アウトプット指標

本計画においては、後述する計画の重点事項の取組の成果として、労働者の協力の下、事業者において実施される次の事項をアウトプット指標として定め、島根労働局は、その達成を目指し、本計画の進捗状況の把握のための指標として取り扱う。なお、一部指標は2023年時点の管内状況を把握した上で、この結果を踏まえたものとする。

（ア）特に中高年齢の女性を中心とした労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進

・転倒災害防止について、物理的対策と身体的要素を考慮した対策の両面から取

り組む事業場の割合を、2027年までに50%以上、又は2023年時点の状況と比較して10%増加させる。

- ・介護・看護作業を行う医療保健業・社会福祉施設において、ノーリフトケアを導入している事業場の割合を、2023年時点の状況と比較して2027年までに増加させる。

(イ) 高年齢労働者の労働災害防止対策の推進

- ・「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」に基づく高年齢労働者の安全衛生確保の取組（安全衛生管理体制の確立、職場環境の改善等）を実施する事業場の割合を、2027年までに50%以上、又は2023年時点の状況と比較して10%増加させる。

(ウ) 多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進

- ・母国語に翻訳された教材や視聴覚教材を用いる等外国人労働者に分かりやすい方法で労働災害防止の教育を行っている事業場の割合を、2027年までに50%以上、又は2023年時点の状況と比較して10%増加させる。

(エ) 業種別の労働災害防止対策の推進

- ・「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」に基づく荷主等との連携に関する措置を実施する道路貨物運送業の事業場の割合を、2027年までに45%以上、又は2023年時点の状況と比較して10%増加させる。
- ・墜落・転落災害の防止を含め、リスクアセスメントに取り組む建設業の事業場の割合を、2027年までに85%以上、又は2023年時点の状況と比較して10%増加させる。
- ・はさまれ・巻き込まれによる労働災害の防止を含め、リスクアセスメントに取り組む製造業の事業場の割合を、2027年までに60%以上、又は2023年時点の状況と比較して10%増加させる。
- ・「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」に基づく措置を実施する林業の事業場の割合を、2027年までに50%以上、又は2023年時点の状況と比較して10%増加させる。

(オ) 労働者の健康確保対策の推進

- ・メンタルヘルス対策に取り組む事業者の割合を、2027年までに80%以上、又は2023年時点の状況と比較して10%増加させる。
- ・使用する労働者数50人未満の小規模事業場におけるストレスチェック実施の割合を、2027年までに50%以上、又は2023年時点の状況と比較して10%増加させる。
- ・各事業場において必要な産業保健サービスを提供している事業場の割合を、2027年までに80%以上、又は2023年時点の状況と比較して10%増加させる。
- ・企業における年次有給休暇の取得や勤務間インターバル制度の導入を推進する。

(カ) 化学物質等による健康障害防止対策の推進

- ・危険性又は有害性が把握されている化学物質について、リスクアセスメントを行い、その結果に基づく措置を講じている事業場の割合を、2027年までに80%以上、又は2023年時点の状況と比較して10%増加させる。
- ・熱中症災害防止のために暑さ指数を把握し活用している事業場の割合を、2023年と比較して2027年までに増加させる。

イ アウトカム指標

事業者がアウトプット指標に定める事項を実施した結果として期待される事項をアウトカム指標として定め、本計画に定める実施事項の効果検証を行うための指標として取り扱う。

なお、アウトカム指標に掲げる数値は、本計画策定時において一定の仮定、推定及び期待のもと試算により算出した目安であり、計画期間中は、従来のように単にその数値比較をして、その達成状況のみを評価するのではなく、当該仮定、推定及び期待が正しいかも含めアウトプット指標として掲げる事業者の取組がアウトカムに繋がっているかどうかを検証する。

また、指標中の死傷者数は、新型コロナウイルス感染症り患による影響を勘案したものであるとする。

(ア) 特に中高年齢の女性を中心とした労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進

- ・増加が見込まれる50・60歳代及び70歳以上における転倒災害を、各労働者数の増加を勘案した上で、それぞれ2022年と比較して2027年までに男女とも減少させる。
- ・転倒による平均休業見込日数を2027年までに40日以下とする。
- ・増加が見込まれる社会福祉施設における腰痛の発生件数を、2022年と比較して2027年までに減少させる。

(イ) 高齢労働者の労働災害防止対策の推進

- ・増加が見込まれる60歳以上の死傷者数を、その労働者数の増加を勘案した上で、2022年と比較して2027年までに男女とも減少させる。

(ウ) 多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進

- ・外国人労働者の死傷者数を、その労働者数の増加を勘案した上で、2022年と比較して2027年までに減少させる。

(エ) 業種別の労働災害防止対策の推進

- ・道路貨物運送業における死傷者数を、2022年と比較して2027年までに5%以上減少させる。
- ・第14次労働災害防止計画期間中（2023年から2027年まで。労働災害に関して以下同じ。）の建設業における死亡者数を、第13次労働災害防止計画期間中（2018

年から 2022 年まで。労働災害に関して以下同じ。)と比較して 15%以上減少させる。

- ・ 製造業におけるはさまれ・巻き込まれの死傷者数を、2022 年と比較して 2027 年までに 5 %以上減少させる。
- ・ 第 14 次労働災害防止計画期間中の林業における死亡者を発生させない。

(オ) 労働者の健康確保対策の推進

島根県内の指標化が困難なため、厚生労働省指標の達成状況を確認する。

(カ) 化学物質等による健康障害防止対策の推進

- ・ 第 14 次労働災害防止計画期間中の化学物質の性状に関連の強い死傷災害（有害物等との接触、爆発、火災によるもの）の死傷者数を、第 13 次労働災害防止計画期間中と比較して 5 %以上減少させる。
- ・ 第 14 次労働災害防止計画期間中の熱中症による死傷者数を、第 13 次労働災害防止計画期間中と比較して減少させる。

上記のアウトカム指標の達成を目指した場合、労働災害全体としては、少なくとも以下のとおりの結果が期待される。

- ・ 死亡災害について、第 14 次労働災害防止計画期間中に撲滅することを目標に、死亡者数を第 13 次労働災害防止計画期間中と比較して 5 %以上減少させ、年平均 4 人以下とする。
- ・ 死傷災害について、増加傾向に歯止めをかけ、死傷者数を 2022 年と比較して 2027 年までに減少させる。

(4) 計画の評価と見直し

本計画に基づく取組が着実に実施されるよう、毎年、計画の実施状況の確認及び評価を行い、島根地方労働審議会に報告する。また、必要に応じ、本計画を見直す。

計画の評価に当たっては、それぞれのアウトプット指標について、本計画に基づく実施事項がどの程度アウトプット指標の達成に寄与しているのか、また、アウトプット指標として定める事業者の取組が、どの程度アウトカム指標の達成に寄与しているか等の評価も行うこととする。

2 安全衛生を取り巻く現状と施策の方向性

(1) 死亡災害の発生状況と対策の方向性

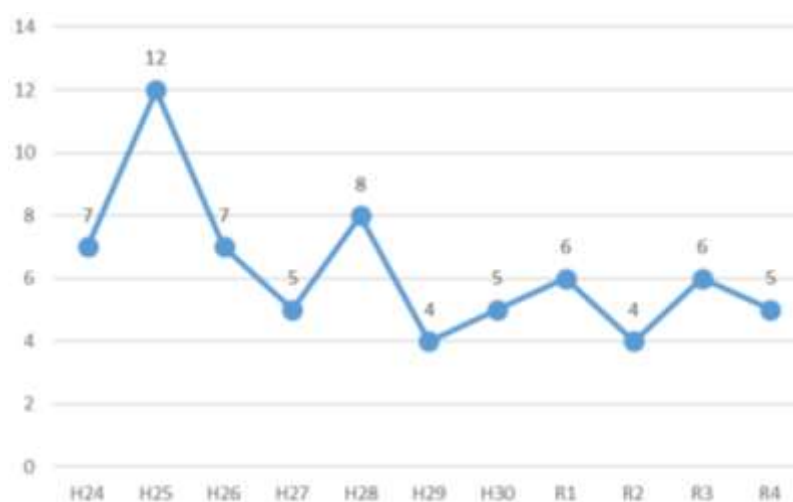
死亡災害については、死亡者数が平成 25 年に 10 人を切って以降、1 桁台で推移している。第 13 次労働災害計画期間中の死亡者数は、26 人であり、うち、建設業が 11 人と最も多く、次いで製造業が 4 人となっている。事故の型別に見ると、主に建設業における高所からの「墜落・転落」が 19 人と最も多く、次いで道路上の交通事故が 13 人、製

造業・建設業における機械等による「はさまれ・巻き込まれ」が8人となっている。一方、林業における死亡者数は1人と、令和元年8月を最後に発生していない。

このような業種ごとの災害の状況をとらえた上で、引き続き、こうした死亡災害が多く発生している業種を中心に労働災害防止対策に取り組むことが必要である。

なお、前計画における全体の数値目標（死亡者数の年平均を6人以下とする）及び林業における数値目標（計画期間中の死亡者数を2人以下とする）は達成した一方、製造業及び建設業における数値目標（計画期間中の死亡者数を、それぞれ10人以下、3人以下とする）については達成できなかった。

【図1】近年の死亡災害の推移（死亡災害報告）



※ 令和4年の死亡災害は令和5年1月時点

【表1】業種、事故の型別死亡災害発生状況（平成30年から令和4年※、死亡災害報告）

	全業種	製造業	建設業	道路貨物 運送	林業	その他の 業種
墜落・転落	19	2	10	0	1	6
転倒	5	0	1	0	0	4
切れ・こすれ	1	0	0	0	1	0
飛来・落下	3	1	0	0	1	1
崩壊・倒壊	2	0	0	1	1	0
激突され	5	0	5	0	0	0
はさまれ・巻き込まれ	8	4	2	0	1	1
おぼれ	2	0	1	0	0	1
高温・低温の物との接触	3	1	2	0	0	0
感電	2	0	2	0	0	0
交通事故(道路)	13	0	2	0	0	11
その他	6	1	0	2	0	3
合計	69	9	25	3	5	27

※ 令和4年の死亡災害は令和5年1月時点

(2) 死傷災害の発生状況と対策の方向性

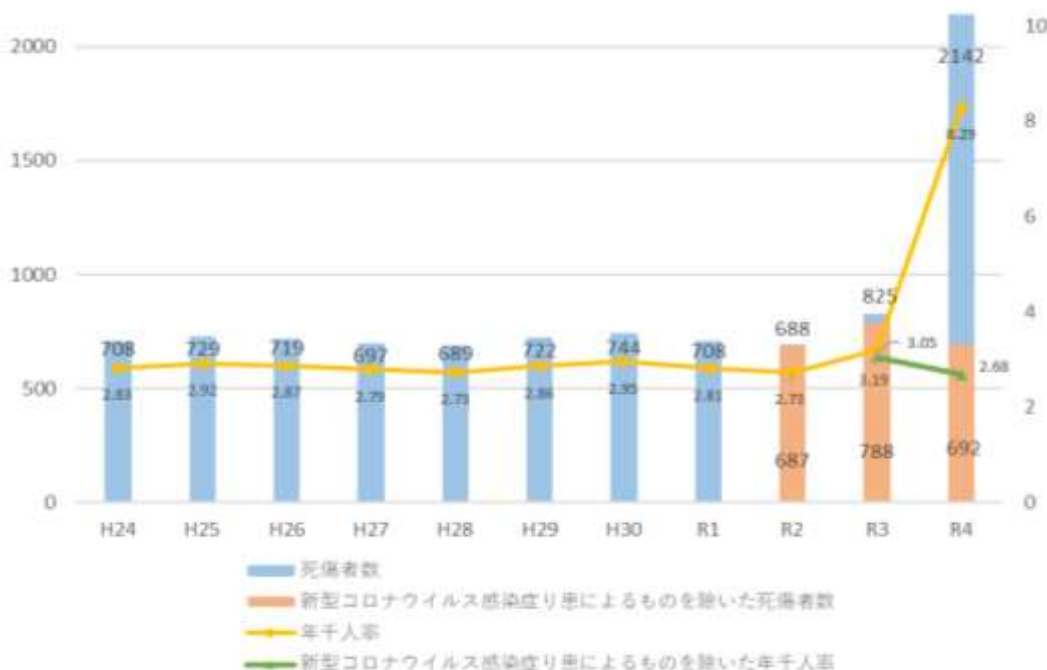
ア 死傷災害の発生状況

死傷災害については、令和2年に688件と過去最少となった一方、新型コロナウイルス感染症へのり患による影響もあり令和3年・4年に急増した。こうした感染症による影響を除くと令和4年は減少に転じたものの、前計画における全体の数値目標（2017年と比較して2022年までに5%以上減少）は達成できなかった。

令和4年の死傷者数の内訳を見ると、新型コロナウイルス感染症り患によるものを除いた事故の型別では、「転倒」（25%）、「動作の反動、無理な動作」（13%）が労働災害全体の約4割（38%）を占めている。特に、新型コロナウイルス感染症り患によるものを除いた業種別では第三次産業が約半数を占めているが、その内訳を見ると、事故の型別は、「転倒」（37%）や「動作の反動・無理な動作」（17%）と労働者の作業行動に起因する労働災害が半数以上を占めている。なかでも、転倒災害は特に中高年齢の女性で発生件数、発生率ともに高くなっている。また、外国人労働者の雇用者数の増加に伴い、外国人労働者の死傷者数も増加傾向にある。

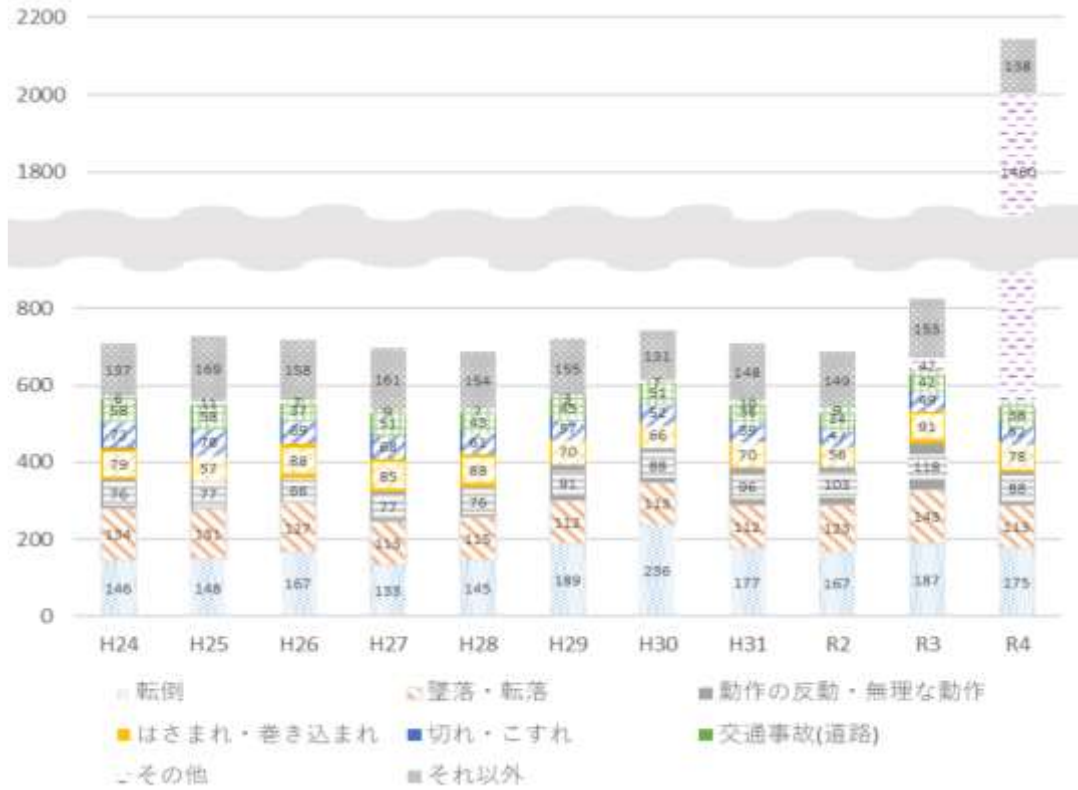
このため、これら労働災害の防止対策を強化する必要がある。

【図2】死傷者数等の推移（労働者死傷病報告・経済センサス）



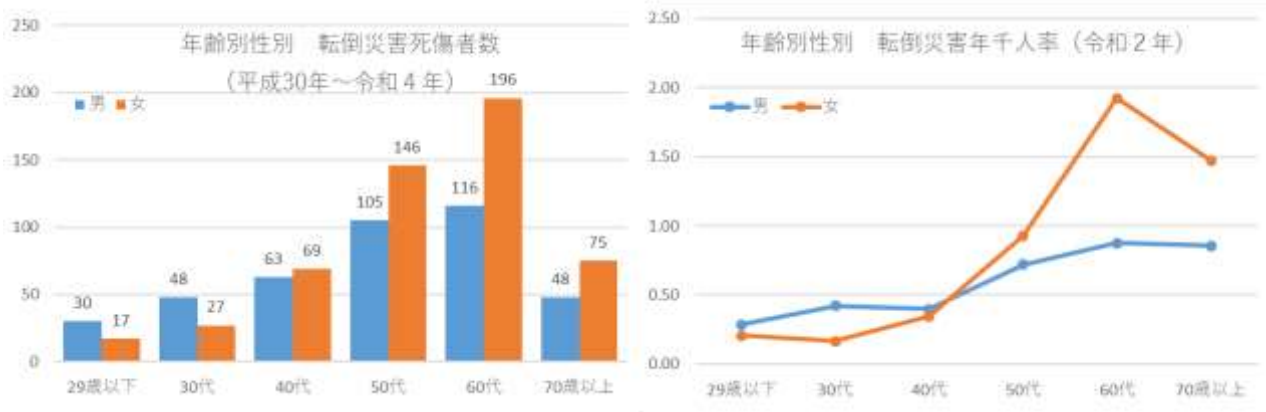
※ 令和4年の死傷災害は令和5年1月時点

【図3】事故の型別 死傷者数の推移（平成24年から令和4年*、労働者死傷病報告）



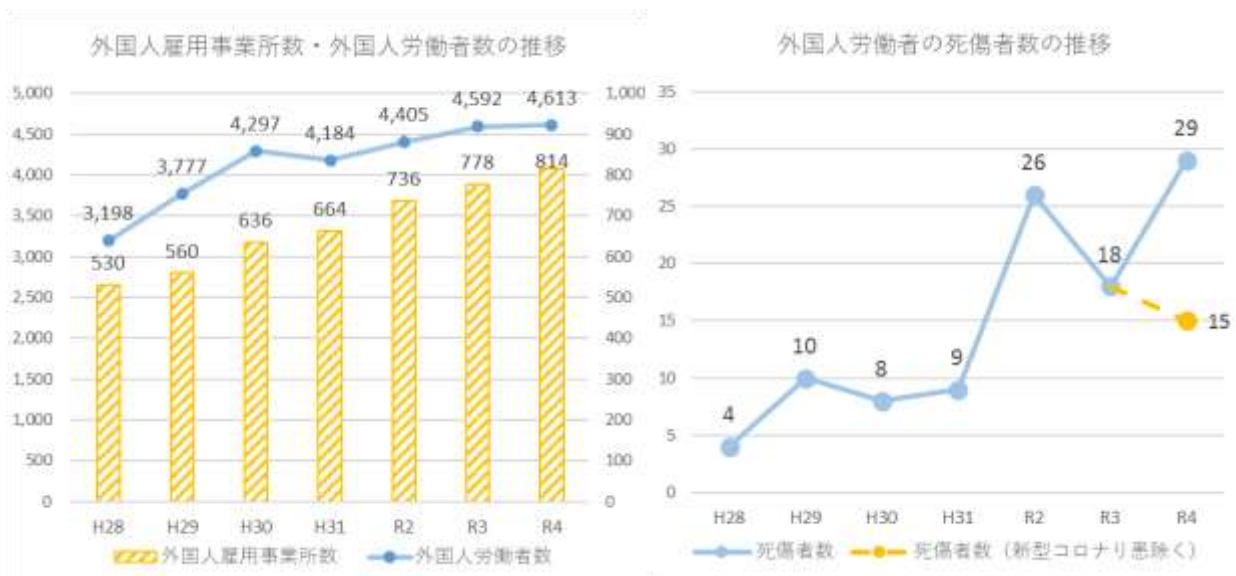
※ 令和4年の死傷災害は令和5年1月時点。「その他」は主に新型コロナウイルス感染症り患によるものを指す。

【図4】年齢別性別 転倒災害死傷者数の推移と令和2年年齢別性別 転倒災害発生率（平成30年から令和4年*、労働者死傷病報告・国勢調査）



※ 令和4年の死傷災害は令和5年1月時点。転倒災害年千人率は、雇業者1,000人当たりの転倒災害の発生率を指す。

【図5】外国人雇用事業所数、外国人労働者数及び外国人労働者の死傷者数の推移
(平成28年から令和4年※、外国人雇用状況・労働者死傷病報告)



※ 外国人雇用事業者数・外国人労働者数は各年10月時点。

※ 令和4年の死傷災害は令和5年1月時点。

イ 死傷災害の増加の要因及び対策の方向性

死傷災害の増加については、

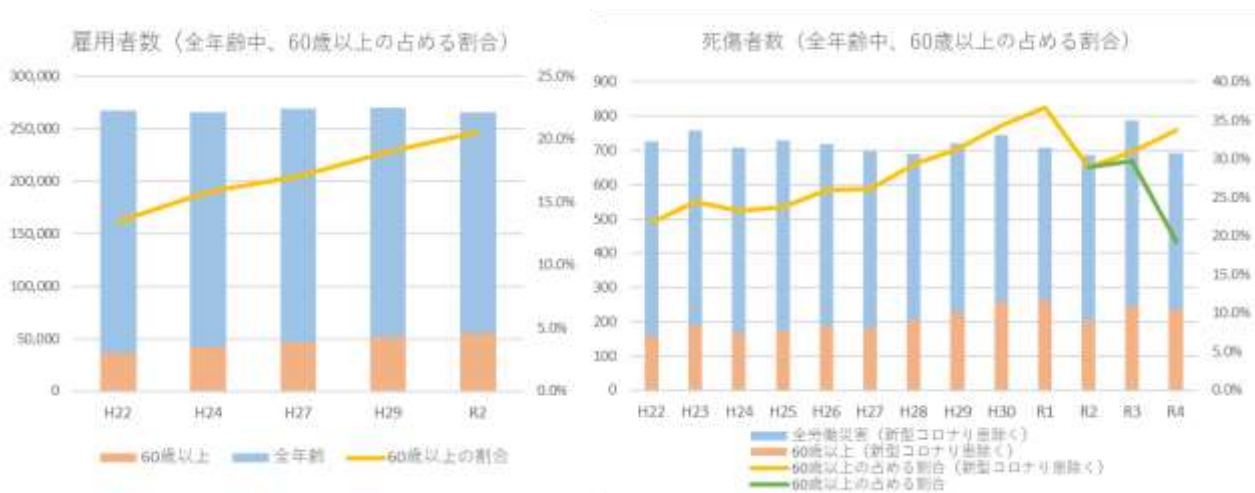
- ① 労働災害発生率（死傷年千人率）が高い60歳以上の高年齢労働者が増加していること
- ② 特に第三次産業の就労者増加に伴って、機械設備等に起因する労働災害に代わり、対策のノウハウが蓄積されていない、労働者の作業行動に起因する労働災害が増加してきていること
- ③ 安全衛生の取組が遅れている第三次産業や中小事業者において労働災害が多く発生しており、その背景として、厳しい経営環境等様々な事情で安全衛生対策の取組が遅れている状況があること
- ④ その他、直近の労働災害の増加については、新型コロナウイルス感染症の影響による生活様式の変化やこれに伴うデリバリーサービスや宅配需要の増加の影響があること

等、様々な要因が考えられる。

上記の①に関しては、島根県内における全年齢に占める60歳以上の高年齢労働者の割合は、右肩上がり増加しており、令和2年のデータでは約2割となっている。また、高年齢労働者は身体機能の低下等の影響により労働災害の発生率が高く、その結果、令和3年の新型コロナウイルス感染症り患によるものを除いた死傷者数のうち、60歳以上の高年齢労働者が占める割合は3割を超えているほか、被災した場合の

休業期間も若年層と比較して長くなっている。このため、高年齢労働者が安全に働ける環境づくりが必要である。

【図6】雇用者数、死傷者数等の推移（労働者死傷病報告・国勢調査・就業構造基本調査）



※ 令和4年の死傷災害は令和5年1月時点。平成22・27年・令和2年の雇用者数は国勢調査、他の雇用者数は就業構造基本調査。

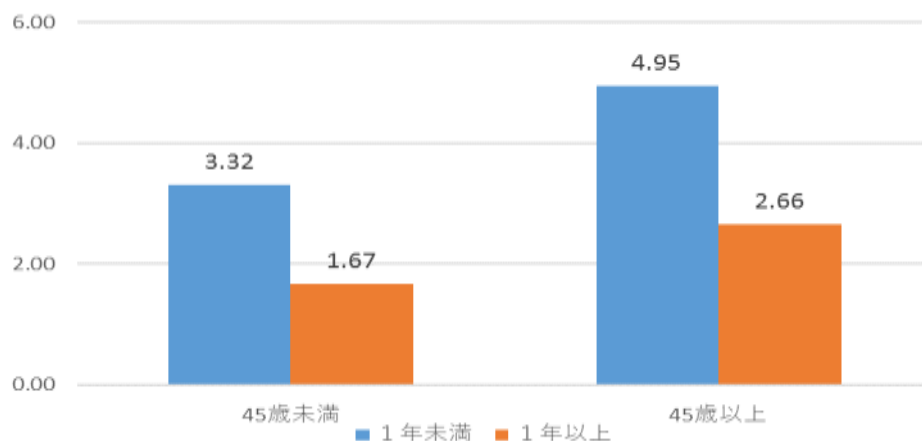
上記の②に関しては、労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策を追求し、取組を促進することが必要である。

上記の③に関しては、産業構造の変化に伴う労働移動、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による一時的な雇用調整や飲食業等におけるサービス内容の変更に伴い、新たな業務に不慣れな労働者が増加していることが死傷災害増加の要因とも考えられる。年齢別・経験期間別に見ると、経験年数が1年未満の労働者は、経験年数が1年以上の労働者に比べて労働災害発生率が高く、特に経験年数が1年未満で45歳以上の場合に高い発生率となっている。これらの状況に鑑みれば、第三次産業等、労働者が増加している又は労働者の入れ替わりが頻繁である業種において、安全衛生対策の取組を強化することが重要である。

一方で全国的な状況として、労働安全衛生調査（実態調査）によれば、卸業及び小売業の事業場においては、安全衛生水準が低下した理由として、経営環境の悪化による人員・予算不足や正社員以外の労働者の増加を挙げており、正社員以外を安全衛生活動に参加させていない状況がある等、人員不足・正社員以外の労働者の増加への対応が課題といえる。

このように厳しい経営環境等様々な事情で安全衛生対策の取組が遅れている状況がある。また、企業・事業場においては、世界的な原油価格高騰や物流コストの上昇、消費者・利用者へのサービス向上等の観点から、製造、物流等において少人数でより効率的・効果的に、短納期で業務を実施・処理することが求められていることも労働災害増加の要因の一つと考えられる。

【図7】年齢別・経験期間別死傷年千人率（平成29年労働者死傷病報告・就業構造基本調査）

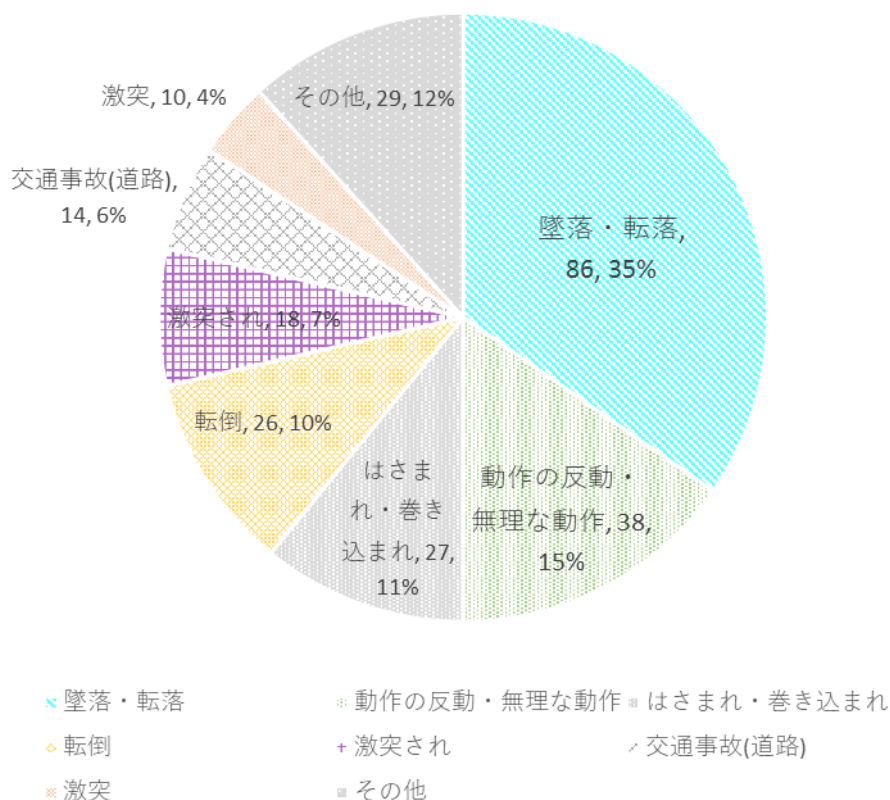


※ 死傷年千人率は雇用者1,000人当たりの労働災害の発生率を指す。

しかしながら、いかなる経営状況であろうと安全衛生対策に真摯に取り組む必要がある。また、自社の人材を「コスト」ではなく、「資本」として捉え、安全衛生対策も含む教育や労働環境の整備として投資を行い、事業者と労働者が共に成長し価値を生み出すとの人的資本の考え方が重要である。さらに、安全衛生対策に取り組むことが、事業者にとって経営や人材確保の観点からもプラスになるとの理解が進めば、事業者が自発的に安全衛生対策に取り組むことが期待できる。

上記の④に関しては、特に物流に関して、コロナ渦における外出自粛による宅配便取扱個数の増加等の影響もあり、道路貨物運送業における労働災害が高止まり傾向にある。なかでも、荷役作業中等の「墜落・転落」が全数の1/3を占め、最多となっている。荷役作業の際の墜落・転落災害防止対策の強化をはじめ、荷役作業の実態を踏まえた安全衛生対策の強化が必要である。

【図8】道路貨物運送業の事故の型別死傷者数（平成30年から令和4年※、労働者死傷病報告）



※ 令和4年の死傷災害は令和5年1月時点。

(3) 労働者の健康を巡る動向と対策の方向性

ア メンタルヘルス対策関連

令和4年度事業所健康づくり調査（島根県、島根労働局、島根県地域・職域連携健康づくり推進協議会）によれば、メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場の割合については、使用する労働者数50人以上の事業場では取組割合が9割以上であった一方、使用する労働者数50人未満の小規模事業場の取組割合が、30～49人で68.4%、10～29人で50.1%となっており、小規模事業場におけるメンタルヘルス対策への取組が低調である。

このうち、小規模事業場においてメンタルヘルス対策に取り組んでいない理由をみると、取り組み方が分からない、又は専門スタッフがいないと答えた割合がいずれも約3割であり、小規模事業場を中心にメンタルヘルス対策の取組支援が引き続き必要となっている。

イ 過重労働防止対策関係

過重労働の防止については、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律及び関係法令の施行等により各種の取組が進められたところであるが、そうした取組が進められている中でも、働き過ぎによって尊い生命が失われるなど痛ましい事

態が今もなお後を絶たない状況にある。令和4年10月14日に閣議決定された「自殺総合対策大綱」に盛り込まれている長時間労働の是正や職場におけるメンタルヘルス対策の推進等にも留意しつつ、過労死等防止対策推進法に基づき令和3年7月30日に閣議決定された「過労死等の防止のための対策に関する大綱」に盛り込まれた対策をより一層推進する必要がある。

特に、依然として過重労働により脳・心臓疾患を発症したとして労災認定される事案が発生している状況にある。このため、引き続き、時間外・休日労働時間[※]を削減した上で、年次有給休暇の取得を促進し、年次有給休暇を取得しやすい環境を整備するとともに、労働者の健康の保持や仕事と生活の調和を図るため、勤務間インターバル制度の導入を促進する必要がある。

※ 休憩時間を除き1週間当たり40時間を超えて労働させた場合におけるその超えた時間

ウ 産業保健活動関係

職場における労働者の健康保持増進に関する課題については、メンタルヘルス不調や働き方改革への対応、労働者の高年齢化や女性の就業率の増加に伴う健康課題への対応、治療と仕事の両立支援、コロナ禍におけるテレワークの拡大や化学物質の自律管理への対応など多様化しており、現場のニーズの変化に対応した産業保健体制や活動の見直しが必要である。

また、法令に基づく産業保健体制が整備されているものの、産業保健活動が効果的に行われず、労働者の健康保持増進が有効に図られていない事例や、保健事業を実施する保険者との連携が十分に行われていない事例もあることから、より効果的に産業保健活動の推進を図る必要がある。

さらに、産業医の選任義務のない使用する労働者数50人未満の事業場においては、産業保健活動が低調な傾向にあり、地域医療・保健との連携等も含め、こうした小規模事業場における産業保健体制の確保と活動の推進が必要となっている。

このほか、全国的な状況をみると、労働力人口における通院者の割合が増加を続ける（36.8%（2019年国民生活基礎調査））一方で、治療と仕事を両立できる取組（通院や体調等の状況に合わせた配慮、措置の検討、両立支援に関する制度の整備等）を行っている事業場の割合は41.1%（令和3年労働安全衛生調査（実態調査））であり、事業場規模が小さい程、その取組の割合も小さい。疾患を抱えながら働きたいと希望する労働者が、安心・安全に就業を継続でき、かつ、事業者の継続的な人材の確保、労働者の安心感やモチベーションの向上による人材の定着、生産性の向上につながるよう、治療と仕事の両立支援の推進が必要である。

このような状況を踏まえ、事業者には、法令で定める健康確保措置に加え、それぞれの事業場の特性に応じて優先的に対応すべき健康課題を検討し、必要な産業保健サービスを提供することが求められている。

(4) 化学物質等による健康障害の現状と対策の方向性

化学物質の性状に関連の強い労働災害（有害物等との接触、爆発、火災によるもの）が2018年から2022年の5年間で8件発生している。また、特定化学物質障害予防規則等による個別規制の対象外となっている物質による労働災害が、全国的にも多発している。個別規制の対象外となっている危険性又は有害性等を有する化学物質に対する自律的管理規制に関する法令が今後施行を迎えるが、従来のラベル表示・SDS^{*}の活用やリスクアセスメントの実施にくわえて、こうしたあらたな規制の定着が必要となっている。

※ 化学物質等の危険有害性等を記載した文書。安全データシート（Safety Data Sheet）。

また、2030年頃に国内での石綿使用建築物の解体がピークを迎えるとされている中、建築物等の解体・改修工事において、更なる石綿ばく露防止対策等の確保・推進が必要である。

さらに、じん肺所見が認められる労働者は減少しているものの、じん肺新規有所見労働者は依然として発生しているほか、熱中症による休業4日以上労働災害も毎年発生している。このほか、騒音性難聴の労災認定件数は、長期的に減少しているものの、依然として全国で年間約300件となっており、これら職業性疾病の予防対策についても更なる取組の推進が必要である。

(5) 事業者が自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発の重要性

誰もが安全で健康に働くためには、労働者の安全衛生対策の責務を負う事業者や注文者のほか、労働者等の関係者が安全衛生対策について、自身の責任を認識し、真摯に取り組むことが重要である。このような考えを広く浸透させる努力を引き続き行っていくことも必要である。他方、これらの理念に反し、意図して安全衛生に取り組むことを怠り、労働災害の発生を繰り返す事業者に対しては、罰則の適用も含めた厳正な対応を行っていく必要がある。

その上で、事業者が自発的に安全衛生対策に取り組むことが、事業者にとって経営や人材確保・育成の観点からもプラスとなることを周知する等、事業者による安全衛生対策の促進と社会的に評価される環境の整備が必要である。

また、中小事業者が様々な事情を抱える中で、自社の安全衛生対策に優先して取り組むためには、国が安全衛生対策に掛かる費用を助成すること等は有効と考えられる。さらに、国等が新規に事業を立ち上げる者に対して本計画の内容を教示すること、発注時において国や事業者は安全で衛生的な作業の遂行を損なうおそれのある条件を付さないこと、そして契約時等における安全衛生対策経費を確保することが必要と考えられる。

このほか、島根労働局や安全衛生の指導を行う労働安全衛生コンサルタント、労働災害防止団体等の関係者が事業場における安全衛生対策に関し助言等を行うときに、単に法令等の内容を説明し、その取組を求めるだけでなく、

- ・他の事業場の好事例や当該事業場の状況に即した個別具体的な取組
 - ・エビデンスに基づく具体的な労働災害防止の取組とその効果
 - ・DXによる業務効率化と安全衛生の確保を両立する取組
 - ・安全衛生に取り組むことによる経営や人材確保・育成の観点からの実利的なメリット
- 等を説明することも有効であると考えられる。

3 計画の重点事項

安全衛生を取り巻く現状と施策の方向性を踏まえ、以下の項目を重点事項とし、重点事項ごとに具体的な取組を推進する。

- (1) 自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発
- (2) 特に中高年齢の女性を中心とした労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進
- (3) 高齢労働者の労働災害防止対策の推進
- (4) 多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進
- (5) 個人事業者等に対する安全衛生対策の推進
- (6) 業種別の労働災害防止対策の推進
- (7) 労働者の健康確保対策の推進
- (8) 化学物質等による健康障害防止対策の推進

4. 重点事項ごとの具体的取組

- (1) 自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発

ア 安全衛生対策に取り組む事業者が社会的に評価される環境整備

(ア) 労働者の協力を得て、事業者が取り組むこと

- ・安全衛生対策や産業保健活動の意義を理解し、必要な安全衛生管理体制を確保した上で、事業場全体として主体的に労働者の安全と健康保持増進のための活動に取り組む。
- ・島根労働局や労働災害防止団体等が行う労働災害防止対策に係る支援及び労働安全衛生コンサルタントを活用し、自社の安全衛生活動を推進する。

(イ) (ア) の達成に向けて島根労働局等が取り組むこと

- ・誰もが安全で健康に働くためには、労働者の安全衛生対策の責務を負う事業者や注文者のほか、労働者等の関係者が安全衛生対策について自身の責任を認識し、真摯に取り組むことが重要であることや、消費者・サービス利用者においても、事業者が行う安全衛生対策の必要性や事業者から提供されるサービスに安全衛生対策に要する経費が含まれることへの理解が求められることを、あらゆる機会を捉えて、周知啓発を図る。

- ・安全衛生対策に取り組む事業者が社会的に評価されるよう、「安全衛生優良企業公表制度」、「SAFE コンソーシアム」や「健康経営優良法人認定制度」等、安全衛生対策の取組を見える化する制度や当該制度を導入する事業場を、周知方法を工夫の上、広く周知する。
- ・関係機関と連携し、「人的資本可視化指針」の周知等を図る。
- ・取引先における安全衛生確保の取組の必要性や取組実現のための具体的な留意事項に関する効果的な周知方法について、研究結果等を踏まえ、業務の発注者となり得る者等にその内容の周知を図る。
- ・中小事業者の安全衛生対策に取り組む意欲を喚起する一助として、安全衛生対策に取り組むことによる経営や人材確保・育成の観点からの実利的なメリットや安全衛生対策に取り組まないことにより生じ得る損失に関する研究結果を踏まえ、その成果を広く周知する。
- ・事業者の具体的な取組に繋がるよう、本計画に基づく個別の安全衛生対策の周知の際に、他の事業場の好事例を含める等、事業場の業種や規模等に即した効果的な周知に努める。
- ・労働災害防止団体等が行う労働安全衛生活動に対して、必要な支援を行う。
- ・引き続き労働災害防止団体等と連携し、労働安全衛生マネジメントシステムの活用・普及促進を図る。
- ・労働安全衛生コンサルタントの活用促進を図るため、そのメリット等についての周知を図る。
- ・島根労働局自らの安全衛生に係る施策を様々な機会を通じて積極的に周知するとともに、中小事業者等を支援する島根労働局や関係機関の職員の指導力の向上を図る。

イ 労働災害情報の分析機能の強化及び分析結果の効果的な周知

(ア) 労働者の協力を得て、事業者が取り組むこと

- ・労働者死傷病報告の提出に当たって、電子申請や記載内容の充実等に取り組む。

(イ) (ア) の達成に向けて島根労働局等が取り組むこと

- ・労働災害統計の基盤となる労働者死傷病報告について、デジタル技術の活用に関する検討結果を下に、報告者の負担軽減や報告内容の適正化、統計処理の効率化等をより一層推進する。

ウ 労働安全衛生におけるDXの推進

(ア) 労働者の協力を得て、事業者が取り組むこと

- ・デジタル技術や、AIやウェアラブル端末等の新技術を活用し、効率的・効果的な安全衛生活動及び危険有害な作業について遠隔管理・遠隔操作・無人化等による作業の安全化を推進する。

- ・健康診断情報の電磁的な保存・管理や保険者へのデータ提供を行い、プライバシー等に配慮しつつ、保険者と連携して、年齢を問わず、労働者の疾病予防、健康づくり等のコラボヘルス[※]に取り組む。
- ・労働安全衛生法に基づく申請等について、電子申請を活用する。

※ 健康保険組合等の保険者と事業主が積極的に連携し、明確な役割分担と良好な職場環境のもと、加入者（従業員・家族）の予防・健康づくりを効果的・効率的に実行すること

(イ) (ア) の達成に向けて島根労働局等が取り組むこと

- ・労働安全衛生法に基づいて事業者が実施する健康診断結果を活用した労働者の健康保持増進の取組を推進するため、関係機関等と連携し、「事業場における労働者の健康保持増進のための指針」やコラボヘルスに関する取組を推進する。
- ・労働災害統計の基盤となる労働者死傷病報告について、デジタル技術の活用に関する検討結果を下に、電子申請の利用促進を図る。（再掲）

(2) 特に中高年齢の女性を中心とした労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進

ア 労働者の協力を得て、事業者が取り組むこと

- ・転倒災害は、島根県内では特に冬季に多く発生しているほか、加齢による骨密度の低下が顕著な中高年齢の女性を始めとして極めて高い発生率となっており、対策を講ずべきリスクであることを認識し、その取組を進める。
- ・筋力等を維持し転倒を予防するため、運動プログラムの導入及び労働者のスポーツの習慣化を推進する。
- ・非正規雇用労働者も含めた全ての労働者への雇入時等における安全衛生教育の実施を徹底する。
- ・「職場における腰痛予防対策指針」を参考に、作業態様に応じた腰痛予防対策に取り組む。

イ アの達成に向けて島根労働局等が取り組むこと

- ・事業者が安全衛生対策に取り組まないことにより生じ得る損失等のほか、事業者の自発的な取組を引き出すための行動経済学的アプローチ（ナッジ）等についての研究結果を踏まえ、その成果を広く周知する。
- ・介護職員の身体の負担軽減のための介護技術（ノーリフトケア）や介護機器等の導入といった既に一定程度の効果が得られている腰痛の予防対策の普及を図る。
- ・転倒や腰痛を含む行動災害防止について、しまね+Safe 協議会や関係機関との連携の下、島根県内の好事例収集・展開や事業場への指導・支援等を通じて、積極的な周知啓発を図る。
- ・冬季における積雪・凍結による転倒災害防止対策について、関係機関と連携し、周知を図る。
- ・理学療法士等を活用した事業場における労働者の身体機能の維持改善の取組を支

援するとともに、転倒防止に資する「Sport in Life プロジェクト」の取組や、骨密度・「ロコモ度」・視力等の転倒災害の発生リスクの「見える化」の手法等を踏まえ、転倒予防に寄与する労働者の健康保持増進の取組を周知・支援する。

- ・中高年齢の女性労働者に多い転倒災害の発生状況や第三次産業の業界の実態に即した基本的労働災害防止対策の啓発ツールや、アプリ、動画等を活用した効率的・効果的な安全衛生教育ツールについて、その開発状況等を踏まえて周知を行う。
- ・このほか、「転倒防止・腰痛予防対策の在り方に関する検討会」における検討を踏まえた取組を進める。

(3) 高年齢労働者の労働災害防止対策の推進

ア 労働者の協力を得て、事業者が取り組むこと

- ・「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」に基づき、高年齢労働者の就労状況等を踏まえた安全衛生管理体制の確立、職場環境の改善等の取組を進める。
- ・転倒災害が対策を講ずべきリスクであることを認識し、その取組を進める。(再掲)
- ・健康診断情報の電磁的な保存・管理や保険者へのデータ提供を行い、プライバシー等に配慮しつつ、保険者と連携して、年齢を問わず、労働者の疾病予防、健康づくり等のコラボヘルスに取り組む。(再掲)

イ アの達成に向けて島根労働局等が取り組むこと

- ・「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」のエッセンス版が作成された場合、これを活用した周知啓発を行う。
- ・「転倒防止・腰痛予防対策の在り方に関する検討会」における検討を踏まえ、必要な転倒防止対策の取組を進める。(再掲)
- ・労働安全衛生法に基づいて事業者が実施する健康診断結果を活用した労働者の健康保持増進の取組が進んでいない事業場における取組を推進するため、関係機関等と連携し、「事業場における労働者の健康保持増進のための指針」やコラボヘルスに関する取組を推進する。(再掲)

(4) 多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進

ア 労働者の協力を得て、事業者が取り組むこと

- ・コロナ禍におけるテレワークの拡大等を受けて、自宅等でテレワークを行う際のメンタルヘルス対策や作業環境整備の留意点等を示した「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン」や労働者の健康確保に必要な措置等を示した「副業・兼業の促進に関するガイドライン」に基づき、労働者の安全と健康の確保に取り組む。

- ・外国人労働者に対し、安全衛生教育マニュアルを活用する等による安全衛生教育の実施や健康管理に取り組む。

イ アの達成に向けて島根労働局等が取り組むこと

- ・テレワークや副業・兼業を行う労働者の健康確保のため、「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン」や「副業・兼業の促進に関するガイドライン」を引き続き周知する。
- ・副業・兼業を行う労働者が、自身の健康管理を適切に行えるツール（労働時間、健康診断結果、ストレスチェック結果を管理するアプリ）の活用促進を図る。
- ・障害のある労働者の就業上の配慮の必要性について引き続き周知する。
- ・技能実習生を始めとした外国人労働者への効率的・効果的な安全衛生教育のための手法の開発状況等を踏まえ、その成果を周知する。

(5) 個人事業者等に対する安全衛生対策の推進

ア 労働者の協力を得て、事業者が取り組むこと

- ・労働者ではない個人事業者等に対する安全衛生対策について、「個人事業者等に対する安全衛生対策のあり方に関する検討会」における、個人事業者等に関する業務上の災害の実態の把握に関すること、個人事業者自らによる安全衛生確保措置に関すること、注文者等による保護措置のあり方をはじめとした議論等を踏まえ、事業者が取り組むべき必要な対応について検討する。

イ アの達成に向けて島根労働局等が取り組むこと

- ・令和5年4月から、請負人や同じ場所で作業を行う労働者以外の方に対しても、労働者と同等の有害物質等による健康障害の防止措置を講じることが事業者に義務付けられたことについて、当該内容の周知等を行う。

(6) 業種別の労働災害防止対策の推進

ア 道路貨物運送業対策

(ア) 労働者の協力を得て、事業者が取り組むこと

- ・「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」に基づく安全衛生管理体制の確立、墜落・転落災害や転倒災害等の防止措置、保護帽等の着用、安全衛生教育の実施等、荷主も含めた荷役作業における安全対策に取り組む。
- ・「職場における腰痛予防対策指針」を参考に、作業態様に応じた腰痛予防対策に取り組む。（再掲）

(イ) (ア)の達成に向けて島根労働局等が取り組むこと

- ・道路貨物運送業における死傷災害の多くが荷役作業時に発生しており、トラックからの墜落・転落災害が多数発生していることから、トラックからの荷の積み卸し作業に係る墜落・転落防止対策について引き続き指導を徹底するとともに、関

係事業者に対して「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」の周知徹底を図る。

- ・「転倒防止・腰痛予防対策の在り方に関する検討会」における検討や効果的な腰痛の予防対策に関する分析等を踏まえ、必要な転倒・腰痛防止対策の周知を図る。
(再掲)

イ 建設業対策

(ア) 労働者の協力を得て、事業者が取り組むこと

- ・墜落・転落のおそれのある作業について、墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所への囲い、手すり等の設置、墜落制止用器具の確実な使用、はしご・脚立等の安全な使用の徹底等、高所からの墜落・転落災害の防止に取り組む。あわせて、墜落・転落災害の防止に関するリスクアセスメントに取り組む。
- ・労働者の熱中症や騒音障害を防止するため、「職場における熱中症予防基本対策要綱」に基づく暑さ指数の把握とその値に応じた熱中症予防対策の適切な実施や、「騒音障害防止のためのガイドライン」に基づく作業環境測定、健康診断、労働衛生教育等の健康障害防止対策に取り組む。

(イ) (ア) の達成に向けて島根労働局等が取り組むこと

- ・建設業における死亡災害の約3割が墜落・転落災害であることから、「建設業における墜落・転落防止対策の充実強化に関する実務者会合報告書」等を踏まえ、足場の点検の確実な実施、一側足場の使用範囲の明確化等、墜落・転落災害防止対策の充実強化を図る。
- ・新規に建設業に就労する者等に対する安全衛生教育の確実な実施等、各建設現場の統括安全衛生管理の徹底を図る。
- ・建設工事関係者連絡会議の活動を通して、国道事務所、河川事務所、県、市町村等、県内の公共工事発注者と安全衛生管理状況や問題点を共有し、連携して有効な労働災害防止対策を推進する。
- ・地震、台風、大雨等の自然災害に被災する地域が生じた場合は、その復旧・復興工事における労働災害防止対策の徹底を図る。
- ・建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律に基づき、地方整備局等と緊密な連携の下に、建設工事従事者の安全及び健康の確保に取り組む。
- ・「職場における熱中症予防基本対策要綱」や「騒音障害防止のためのガイドライン」の周知・指導等の健康障害防止対策の推進を図る。

ウ 製造業対策

(ア) 労働者の協力を得て、事業者が取り組むこと

- ・はさまれ・巻き込まれ等による労働災害のおそれがある危険性の高い機械等については、製造者（メーカー）、使用者（ユーザー）それぞれにおいてリスクアセスメントを実施し、労働災害の防止を図ることが重要であることから、「機械の包括的な安全基準に関する指針」に基づき、使用者においてリスクアセスメ

ントが適切に実施できるよう、製造者は、製造時のリスクアセスメントを実施しても残留するリスク情報の機械等の使用者への確実な提供に取り組む。

- ・機能安全の推進により機械等の安全水準を向上させ、合理的な代替措置により安全対策を推進する。

(イ) (ア) の達成に向けて島根労働局等が取り組むこと

- ・機械等に起因するはさまれ・巻き込まれによる労働災害が重篤な被害につながることから、こうした労働災害を発生させた事業場への原因究明、再発防止や機械設備の本質安全化等について指導を徹底するとともに、機能安全を活用し、危険な作業を信頼性の高い技術で置き換えることを通じて、現場の作業者が労働災害に被災するリスクを低減させる取組を推進する。

エ 林業対策

(ア) 労働者の協力を得て、事業者が取り組むこと

- ・「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」や「林業の作業現場における緊急連絡体制の整備等のためのガイドライン」等について、労働者への周知や理解の促進を図るとともに、これらに基づき、安全な伐倒方法やかかり木処理の方法、保護具の着用、緊急時における連絡体制等の整備や周知、通信機器の配備、教育訓練等の安全対策を確実に実施する。

(イ) (ア) の達成に向けて島根労働局等が取り組むこと

- ・立木の伐倒時の措置、かかり木処理の禁止事項、下肢を保護する防護衣の着用や木材伐出機械等の安全対策の徹底等を図るとともに、「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関する安全ガイドライン」、「林業の作業現場における緊急連絡体制の整備等のためのガイドライン」等について関係事業者に対し一層積極的に周知し、同ガイドラインに基づく措置が確実に講じられるよう徹底を図り、その実施状況等も踏まえて安全対策に取り組む。
- ・森林管理署、林業・木材製造業労働災害防止協会島根県支部や地方公共団体等と連携し、関係機関連絡会議の開催、労働災害情報の共有、合同パトロールの実施、労働災害防止団体の安全管理士や労働安全コンサルタント等による指導等、各機関が協力した取組を促進するとともに、発注機関との連携を強化し、労働者の安全と健康を確保するために必要な措置を確実に講ずるよう取組を進める。

(7) 労働者の健康確保対策の推進

ア メンタルヘルス対策

(ア) 労働者の協力を得て、事業者が取り組むこと

- ・ストレスチェックの実施のみにとどまらず、ストレスチェック結果を元に集団分析を行い、その集団分析を活用した職場環境の改善まで行うことで、メンタルヘルス不調の予防を強化する。

- ・「事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針」に基づく取組をはじめ、職場におけるハラスメント防止対策に取り組む。

(イ) (ア) の達成に向けて島根労働局等が取り組むこと

- ・島根産業保健総合支援センター及び地域産業保健センターを通じて、小規模事業場におけるメンタルヘルス対策の取組を引き続き支援する。
- ・事業協同組合、商工会、商工会議所等が、会員等にメンタルヘルス対策を含む産業保健に係るサービスを提供した場合における国による支援制度について、その整備状況を踏まえた周知を行う。
- ・ストレスチェックの実施、集団分析や職場環境改善等を促進するため、ストレスチェックの受検、集団分析等ができるプログラムの開発状況を踏まえ、有効なストレスチェック制度の活用について周知・啓発を行うとともに、経営層に対する健康経営の視点を含めたメンタルヘルス対策の重要性に関する意識啓発や、小規模事業場を中心とした好事例の周知啓発を図る。
- ・職場におけるハラスメント防止対策の取組の周知及び対策の徹底を図る。

イ 過重労働対策

(ア) 労働者の協力を得て、事業者が取り組むこと

- ・「過重労働による健康障害を防止するため事業者が講ずべき措置」に基づき、次の措置を行う。
 - ① 時間外・休日労働時間の削減、労働時間の状況の把握、健康確保措置等
 - ② 年次有給休暇の確実な取得の促進
 - ③ 勤務間インターバル制度の導入をはじめとした「労働時間等設定改善指針」による労働時間等の設定の改善
- ・長時間労働による医師の面接指導の対象となる労働者に対して、医師による面接指導や保健師・看護師等の産業保健スタッフによる相談支援を受けるよう勧奨する。

(イ) (ア) の達成に向けて島根労働局等が取り組むこと

- ・「過労死等の防止のための対策に関する大綱」に基づく長時間労働の削減のための取組を基本として、次の取組を進める。
 - ① 長時間労働が疑われる事業者への監督指導の徹底、「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」の周知・指導等に、引き続き取り組む。

また、令和6年4月から時間外労働の上限規制が適用される医師、建設業、自動車運転者等について、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律及び関係法令における改正内容の周知・指導等に取り組む。特に、運輸業・郵便業においては全業種の中で最も脳・心臓疾患による労災支給決定件数が多いことから、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」の周知、

指導等に取り組む。さらに、医師については「医師の労働時間短縮等に関する指針」に基づき、引き続き労働時間の短縮に向けた取組を進める。

- ② 事業者が医師による面接指導の対象となる長時間労働者に面接指導が勧奨できるよう、制度の趣旨や必要性を効果的に周知する方法の検討状況を踏まえ、事業者への周知に取り組む。
- ・「過労死等の実態解明と防止対策に関する総合的な労働安全衛生研究」における研究成果等を踏まえ、必要な周知に取り組む。

ウ 産業保健活動の推進

(ア) 労働者の協力を得て、事業者が取り組むこと

- ・事業場ごとの状況に応じた産業保健活動を行うために必要な産業保健スタッフを確保し、労働者に対して必要な産業保健サービスを提供するとともに、産業保健スタッフが必要な研修等が受けられるよう体制を整備する。
- ・治療と仕事の両立支援に関して、支援を必要とする労働者が支援を受けられるように、労働者や管理監督者等に対する研修等の環境整備に取り組む。
- ・事業者及び労働者は、産業医や保健師に加えて医療機関や支援機関等の両立支援コーディネーターを積極的に活用し、治療と仕事の両立の円滑な支援を図る。

(イ) (ア) の達成に向けて島根労働局等が取り組むこと

- ・経営層に対し、健康経営の視点を含めた産業保健活動に取り組む重要性について、意識啓発を図る。
- ・島根県地域両立支援推進チームの活動を通じて、医療機関、労使団体、島根県、島根産業保健総合支援センター等と連携し、事業場や医療機関及び労働者本人を対象とした「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」等の周知啓発や、両立支援コーディネーターの更なる活用を推進する。
- ・島根産業保健総合支援センター及び地域産業保健センターを通じて、中小事業場を中心とする産業保健活動への支援を、引き続き実施する。(再掲)
- ・事業協同組合、商工会、商工会議所等が、会員等にメンタルヘルス対策を含む産業保健に係るサービスを提供した場合における国による支援制度について、その整備状況を踏まえた周知を行う。(再掲)

(8) 化学物質等による健康障害防止対策の推進

ア 化学物質による健康障害防止対策

(ア) 労働者の協力を得て、事業者が取り組むこと

- ・化学物質を製造、取扱い、又は譲渡提供する事業者における化学物質管理者の選任及び外部専門人材の活用による次の2つの事項を的確に実施する。
- ① 化学物質を製造する事業者は、製造時等のリスクアセスメント等の実施及びその結果に基づく自律的なばく露低減措置の実施、並びに譲渡提供時のラベル

表示・SDSを交付する。SDSの交付にあたっては、必要な保護具の種類も含め「想定される用途及び当該用途における使用上の注意」を記載する。

② 化学物質を取り扱う事業者は、入手したSDS等に基づくリスクアセスメント等の実施及びその結果に基づく自律的なばく露低減措置を実施する。

(イ) (ア) の達成に向けて島根労働局等が取り組むこと

- ・事業場における化学物質の自律的管理を推進するため、関係法令の指導やクリエイト・シンプル（簡易リスクアセスメントツール）をはじめとした関係情報の周知を行うほか、労働災害防止団体等と連携し、化学物質管理に係る人材育成・講習機会の充実を図る。

イ 石綿、粉じんによる健康障害防止対策

(ア) 労働者の協力を得て、事業者が取り組むこと

- ・適正な事前調査のため、建築物石綿含有建材調査者講習修了者等の石綿事前調査に係る専門性を持つ者による事前調査を確実に実施する。
- ・石綿事前調査結果報告システムを用いた事前調査結果の的確な報告及び事前調査結果に基づく適切な石綿ばく露防止対策を実施する。
- ・解体・改修工事発注者による、適正な石綿ばく露防止対策に必要な情報提供・費用等の配慮について、周知を図る。
- ・粉じんばく露作業に伴う労働者の健康障害を防止するため、粉じん障害防止規則その他関係法令を遵守するとともに、粉じんによる健康障害を防止するための自主的取組を推進する。
- ・トンネル工事を施工する事業者は、所属する事業場が転々と変わるトンネル工事に従事する労働者に対する健康管理を行いやすくするため、「ずい道等建設労働者健康管理システム」に、労働者のじん肺関係の健康情報、有害業務従事歴等を登録する。

(イ) (ア) の達成に向けて島根労働局等が取り組むこと

- ・建築物等の解体等に係る石綿のばく露を防止するため、県や市町村等とも連携し、事前調査の適正な実施と報告をはじめとした石綿関係法令遵守の指導や、建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアルの周知等を通して、石綿ばく露防止対策の推進を図る。
- ・解体・改修工事発注者（個人住宅の施主を含む。）による取組を強化するため、関係機関との連携や発注者の配慮義務にかかる周知等を図る。
- ・粉じんにさらされる労働者の健康障害を防止するため、呼吸用保護具の使用の徹底及び適正な使用の推進等に取り組む。
- ・建設業労働災害防止協会が運営するずい道等建設労働者健康管理システム等について、必要な周知等を行い、トンネル工事に従事した労働者の健康管理の充実を図る。

ウ 熱中症、騒音による健康障害防止対策

(ア) 労働者の協力を得て、事業者が取り組むこと

- ・「職場における熱中症予防基本対策要綱」を踏まえ、暑さ指数の把握とその値に応じた熱中症予防対策を適切に実施する。あわせて、作業を管理する者及び労働者に対してあらかじめ労働衛生教育を行うほか、衛生管理者等を中心に事業場としての管理体制を整え、発症時・緊急時の措置を確認し、周知する。その他、熱中症予防に効果的な機器・用品の活用も検討する。
- ・労働者は、熱中症を予防するために、日常の健康管理を意識し、暑熱順化を行ってから作業を行う。あわせて、作業中に定期的に水分・塩分を摂取するほか、異変を感じた際には躊躇することなく周囲の労働者や管理者に申し出る。
- ・労働者の騒音障害を防止するために、「騒音障害防止のためのガイドライン」に基づき、作業環境測定、健康診断、労働衛生教育等に取り組む。

(イ) (ア) の達成に向けて島根労働局等が取り組むこと

- ・事業者の熱中症予防対策の実施を促進するため、J I S規格に適合した暑さ指数計や熱中症予防に効果的な機器・用品の普及を図るとともに、「職場における熱中症予防基本対策要綱」の周知・指導を行う。
- ・労働者の騒音障害を防止するために、「騒音障害防止のためのガイドライン」に基づく事業者の取組に係る指導等を行う。

エ 電離放射線による健康障害防止対策

(ア) 労働者の協力を得て、事業者が取り組むこと

- ・中国電力島根原子力発電所における作業に従事する労働者に対する安全衛生管理、被ばく線量管理、被ばく低減対策、健康管理等を徹底する。
- ・医療従事者の被ばく線量管理及び被ばく低減対策の取組を推進するとともに、被ばく線量の測定結果の記録等の保存について管理を徹底する。

(イ) (ア) の達成に向けて島根労働局等が取り組むこと

- ・中国電力島根原子力発電所について、十分な放射線業務に係る安全衛生管理対策が必要であると同時に、多数の元方事業者及び関係請負人が混在して同一敷地内で作業している状況を踏まえ、被ばく線量管理を含めた労働災害防止対策の強化を求めるとともに、元方事業者及び関係請負人に対して労働災害の防止を図るため、必要な監督指導等を行う。
- ・医療機関に対して、医療従事者の被ばく線量管理及び被ばく低減対策の取組を周知・指導するとともに、放射線被ばく管理に関する労働安全衛生マネジメントシステムの導入について必要な周知を図る。

(参考) アウトプット指標及びアウトカム指標の考え方

(ア) 特に中高年齢の女性を中心とした労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進

【アウトプット指標】

労働者の作業行動に起因する労働災害として「転倒」「動作の反動、無理な動作」があり、これらの行動災害防止を推進することが本重点項目の目的となる。

転倒災害防止については、事業者が「転倒防止・腰痛予防対策の在り方に関する検討会」の検討を踏まえ、職場内での手すり設置、滑りにくい床・靴の設置・着用、段差の解消をはじめとした物理的対策と、骨密度やロコモ度等によるけがリスクの見える化や転びにくい身体づくりのための運動指導といった身体的要素を考慮した対策の両面から取組を進め、転倒そのものを抑制することが有効と考えられる。また、労働者自身の作業行動に起因することから行動災害防止に関する安全衛生教育も有効であると考えられる。

「動作の反動、無理な動作」のうち腰痛の防止については、介護職員の身体の負担軽減のための介護技術（ノーリフトケア）や介護機器等の導入といった既に一定程度の効果が得られている予防対策がある。

このため、事業者が取り組む具体的対策を4（2）アに取りまとめ、この推進状況を、特に「転倒」「動作の反動、無理な動作」が問題となる業種をターゲットとして、1（3）アに掲げるアウトプット指標として把握することとする。ここで指標の数値目標については、厚生労働省が定める第14次労働災害防止計画（以下「本省計画」という。）における目標が計画期間中に10%程度の増加を見込んで50%以上とされた一方、島根県内の状況が不明であることから、島根県内における行動災害防止対策に関する実施状況を2023年に把握することとし、これを踏まえて計画期間中に10%増加させること、又は本省計画に掲げる50%以上とすること、いずれかを目標とすることとする。

【アウトカム指標】

転倒災害は、今後島根県内で増加が見込まれる高年齢労働者において発生率が高くなっている。ここで、転倒災害防止対策に係る取組を、50%以上の事業場で物理的対策・身体的要素を考慮した対策の両面から実施させた場合（アウトプット指標達成）、労働者の年齢構成の変化を考慮すれば、増加が見込まれる50・60歳代及び70歳以上における転倒災害を、男女ともに減少させることができると期待する。

また、社会福祉施設における腰痛は、毎年10件前後発生している。今後も、高齢者の増加に伴う介護業務の繁忙化等を背景として、腰痛災害の増加が予想される。一方で、ノーリフトケアを導入している事業場の割合が増加させた場合（アウトプット指標達成）、介護作業における腰痛のリスクを低減でき、腰痛の発生件数を減少させることができると期待できる。

(イ) 高年齢労働者の労働災害防止対策の推進

【アウトプット指標】

高年齢労働者の労働災害防止対策を推進することが本重点項目の目的となる。

高年齢労働者の労働災害防止対策については、高年齢労働者の身体機能の低下等に応じ、事業者が専門家により取りまとめられた「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」に記載された事項を事業場の実態に応じて進めることが有効と考えられる。また、身体機能の低下を抑えるための健康づくりも有効である。

このため、事業者が取り組む具体的対策を4（3）アに取りまとめ、この推進状況を1（3）アに掲げるアウトプット指標として把握することとする。ここで指標の数値目標については、本省計画における目標が計画期間中に10%程度の増加を見込んで50%以上とされた一方、島根県内の状況が不明であることから、島根県内における高年齢労働者の労働災害防止対策に関する実施状況を2023年に把握することとし、この状況を踏まえて計画期間中に10%増加させること、又は本省計画に掲げる50%以上とすること、いずれかを目標とすることとする。

【アウトカム指標】

「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」に基づく取組を進める事業者の割合を50%以上とした場合（アウトプット指標達成）、高年齢労働者への労働災害防止が図られるため、労働者の年齢構成の変化を考慮すれば、増加が見込まれる60歳以上の死傷災害を減少させることができると期待する。

(ウ) 多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進

【アウトプット指標】

テレワークや兼業副業における安全衛生対策を普及するとともに、外国人労働者の労働災害防止を推進することが本重点項目の目的となる。

外国人労働者の労働災害防止対策については、言語が異なることによる作業に伴う手順や安全衛生上の留意の理解の不足が問題になっていると考えられることから、言語の違いに配慮した安全衛生教育が有効と考えられる。

このため、事業者が取り組む具体的対策を4(4)アに取りまとめ、この推進状況を1(3)アに掲げるアウトプット指標として把握することとする。ここで指標の数値目標については、本省計画における目標が計画期間中に10%程度の増加を見込んで50%以上とされた一方、島根県内の状況が不明であることから、今後、島根県内における外国人に対する労働災害防止の教育に関する実施状況を把握することとし、この状況を踏まえて計画期間中に10%増加させること、又は本省計画に掲げる50%以上とすること、いずれかを目標とすることとする。

【アウトカム指標】

外国人労働者に分かりやすい方法で労働災害防止の教育を行っている事業場の割合を50%以上とした場合(アウトプット指標達成)、外国人労働者の労働災害防止が図られるため、今後の外国人労働者自体の増加を考慮すれば、外国人労働者の死傷者数を減少させることができると期待する。

(エ) 業種別の労働災害防止対策の推進

○道路貨物運送業

【アウトプット指標】

道路貨物運送業における労働災害防止対策を推進することが本重点項目の目的となる。

道路貨物運送業の労働災害については、特に荷役作業におけるものが課題となっていることから、「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」に基づき、荷役作業における労働災害防止対策を、荷主等との連携の下、進めることが有効と考えられる。

このため、事業者が取り組む具体的対策を4(6)ア(ア)に取りまとめ、この推進状況を1(3)アに掲げるアウトプット指標として把握することとする。ここで指標の数値目標については、本省計画における目標が計画期間中に10%程度の増加を見込んで45%以上とされた一方、島根県内の状況が不明であることから、今後、島根県内における道路貨物運送業の事業場での同ガイドラインに基づく対策の措置状況を把握することとし、この状況を踏まえて計画期間中に10%増加させること、又は本省計画に掲げる45%以上とすること、いずれかを目標とすることとする。

【アウトカム指標】

道路貨物運送業における労働災害のうち、大半が荷役作業時に発生している。ここで、「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」に基づく取組を実施する事業場の割合を45%以上とした場合(アウトプット指標達成)、荷役作業における労働災害防止が図られるため、道路貨物運送業における労働災害が5%以上減少することが期待できる。

○建設業

【アウトプット指標】

建設業における労働災害防止対策を推進することが本重点項目の目的となる。

建設業における労働災害については、特に墜落・転落災害が課題となっていることから、法令に基づく墜落・転落災害防止対策を実施することはもとより、リスクアセスメントを実施し、労働災害の原因となる要素を排除する努力を促すこと有効と考えられる。

このため、事業者が取り組む具体的対策を4(6)イ(ア)に取りまとめ、この推進状況を1(3)アに掲げるアウトプット指標として把握することとする。ここで指標の数値目標については、本省計画における目標が計画期間中に10%程度の増加を見込んで85%以上とされた一方、島根県内の状況が不明であることから、今後、島根県内における建設業でのリスクアセスメント実施状況を把握することとし、この状況を踏まえて計画期間中に10%増加させること、又は本省計画に掲げる85%以上とすること、いずれかを目標とすることとする。

【アウトカム指標】

島根県内の建設業における死亡者数は「墜落・転落」がもっとも多くなっている。ここで、墜落・転落災害の防止を含むリスクアセスメントに取り組む建設業の事業場の割合を85%とした場合（アウトプット指標達成）、建設業における安全衛生水準が向上することから、建設業における死亡者数が15%以上減少することが期待できる。

○製造業

【アウトプット指標】

製造業における労働災害防止対策を推進することが本重点項目の目的となる。

製造業における労働災害については、特に機械に起因するはさまれ・巻き込まれによる労働災害が課題となっていることから、法令に基づく労働災害防止対策を実施することはもとより、製造者（メーカー）、使用者（ユーザー）それぞれにおいてリスクアセスメント等を実施し、機械に起因するはさまれ・巻き込まれ防止対策を徹底し、労働災害の原因となる要素を排除する努力をすることが有効と考えられる。

このため、事業者が取り組む具体的対策を4（6）ウ（ア）に取りまとめ、この推進状況を1（3）アに掲げるアウトプット指標として把握することとする。ここで指標の数値目標については、本省計画における目標が計画期間中に10%程度の増加を見込んで60%以上とされた一方、島根県内の状況が不明であることから、今後、島根県内における製造業でのリスクアセスメント実施状況を把握することとし、この状況を踏まえて計画期間中に10%増加させること、又は本省計画に掲げる60%以上とすること、いずれかを目標とすることとする。

【アウトカム指標】

島根県内における製造業におけるはさまれ・巻き込まれによる労働災害は毎年40件程度で推移している。ここで、はさまれ・巻き込まれ防止を含め、リスクアセスメントを実施する製造業の事業場の割合が60%に進捗すれば（アウトプット指標達成）、製造業における安全衛生水準が向上することから、製造業におけるはさまれ・巻き込まれによる労働災害が5%以上減少することが期待できる。

○林業

【アウトプット指標】

林業における労働災害防止対策を推進することが本重点項目の目的となる。

林業における労働災害については、特に伐木作業におけるものが課題となっていることから、伐木等作業の安全対策を進めることが有効と考えられる。

このため、事業者が取り組む具体的対策を4（6）エ（ア）に取りまとめ、この推進状況を1（3）アに掲げるアウトプット指標として把握することとする。ここで指標の数値目標については、本省計画における目標が計画期間中に10%以上の増加を見込んで50%以上とされた一方、島根県内の状況が不明であることから、今後、島根県内における林業での同ガイドラインに基づく措置状況を把握することとし、この状況を踏まえて計画期間中に10%増加させること、又は本省計画に掲げる50%以上とすること、いずれかを目標とすることとする。

【アウトカム指標】

林業における死亡災害は、第13次労働災害防止計画期間中、伐木作業時に発生した例がある。ここで、「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」に基づく措置を実施する林業の事業場の割合を50%とした場合（アウトプット指標達成）、伐木作業における安全対策が図られるため、第14次労働災害防止計画期間中における死亡災害を発生させないことが期待できる。

（オ）労働者の健康確保対策の推進

【アウトプット指標】

労働者の健康確保対策については、特にメンタルヘルス不調や過重労働による健康障害が課題となっていることから、これらの対策を推進することが本重点項目の目的となる。

メンタルヘルス不調については、メンタルヘルス対策として職場におけるハラスメント防止対策やストレスチェックの実施も含めたメンタルヘルス対策を進めることが有効であると考えられる。このため、事業者が取り組む具体的対策を4（7）ア（ア）に取りまとめ、この推進状況を1（3）アに掲げるメンタルヘルス対策及びストレスチェックの実施状況をアウトプット指標として把握することとする。

また、過重労働による健康障害防止については、時間外・休日労働時間を削減することに加え、年次有給休暇の取得や勤務間インターバル制度の導入といった長時間労働の抑制策による働き方の見直しの促進や、長時間労働者の面接指導を含めた産業保健サービスの充実が有効であると考えられる。このため、事業者が取り組む具体的対策を4(7)イ(ア)に取りまとめる。なお、これらの推進状況は把握が困難であるため、本省計画の指標を参考にすることとし、定量的なアウトプット指標を設定しない。

さらに、これらの対策を含めて全ての事業場において産業保健サービスが提供されることが労働者の健康確保対策として重要であることから、事業者が取り組む具体的対策を4(7)ウ(ア)に取りまとめ、この推進状況を1(3)アに掲げる必要な産業保健サービスを提供している事業場の割合をアウトプット指標として把握することとする。なお、必要な産業保健サービスとして、以下の取組が想定される。

【アウトカム指標】

メンタルヘルス対策及びストレスチェックの実施状況事業者の取組をそれぞれ80%、50%とした場合(アウトプット指標達成)、メンタルヘルス不調となる労働者の減少が期待できる。また、年次有給休暇の取得率、勤務間インターバル制度の導入率を向上させた場合、長時間労働の抑制に繋がる働き方の見直しが図られるほか、「過労死等の防止のための対策に関する大綱」に基づく労働時間削減に向けた取組を着実に進めることができると期待される。一方、島根県内のこうした状況把握が困難であるため、本省計画の指標を参考にすることとし、このアウトプット指標に直接関係するアウトカム指標を設定しない。

また、必要な産業保健サービスの提供割合を80%以上とした場合(アウトプット指標達成)、労働者の健康障害全般の予防につながり、健康診断有所見率等が改善することが想定されるが、労働災害防止の成果を直接反映する適切な指標を設定することが困難であるため、このアウトプット指標に直接関係するアウトカム指標を設定しない。

※ 必要な産業保健サービスとして想定される取組

- ・労働安全衛生法に基づいて事業者が実施する健康診断結果に基づく保健指導
- ・健康診断で所見が認められた者や要治療者といった、治療・服薬・就業上の配慮等の健康管理上の措置が必要な者に対する指導、支援、相談
- ・睡眠、喫煙、飲酒等に関する健康的な生活に向けた教育や相談
- ・メンタルヘルス対策(ストレスチェックの実施、相談体制の整備、職場環境改善等)
- ・高齢労働者の身体能力の低下を踏まえた転倒等の予防対策
- ・がん、精神障害等の病気を抱える労働者の治療と仕事の両立支援
- ・女性の健康課題(更年期障害、月経関連の症状、疾病等)に対する配慮、支援
- ・化学物質等の有害物を取り扱う者に対する健康診断等の健康管理
- ・テレワークの増加等に伴う事業場以外の場所で就業する者に対する相談対応等の健康管理支援

(カ) 化学物質等による健康障害防止対策の推進

【アウトプット指標】

化学物質や石綿等による健康障害防止対策を推進することが本重点項目の目的となる。

そのうち、化学物質を原因とする健康障害については、危険性又は有害性のある化学物質についてラベル表示・SDSによりその危険有害性を事業者が把握し、リスクアセスメントを実施するとともに、それらに基づき労働者の危険又は健康障害を防止するため必要な措置を進めることが有効であると考えられる。このため、事業者が取り組む具体的対策を4(8)ア(ア)に取りまとめ、4(8)ア(ア)の推進状況を1(3)に掲げるアウトプット指標として把握することとする。ここで指標の数値目標については、本省計画における目標が計画期間中に10%以上の増加を見込んで80%以上とされた一方、島根県内の状況が不明であることから、島根県内における化学物質に関するリスクアセスメント実施状況を2023年中に把握することとし、この状況を踏まえて計画期間中に10%増加させること、又は本省計画に掲げる80%以上とすること、いずれかを目標とすることとする。

また、熱中症による健康障害については、暑さ指数を把握し、その値に応じた作業環境管理、作業管理等の予防対策を講じることが有効である。このため、事業者が取り組む具体的対策を4(8)ウ(ア)に取りまとめ、この推進状況を1(3)アに掲げるアウトプット指標として把握することとする。

石綿、粉じんや電離放射線による健康障害防止対策については、関係法令を遵守し、着実に措置を実施することが有効であるため、事業者が取り組む具体的対策を4(8)イ(ア)及び4(8)エ(ア)に取りまとめている。なお、法令を遵守することは当然のことであり、指標として評価することはしない。

【アウトカム指標】

化学物質の性状に関連の強い死傷災害（有害物等との接触、爆発、火災によるもの）は、第13次労働災害防止計画期間中に8件発生している。ここで、危険性又は有害性のある化学物質に関するリスクアセスメントを実施し、それらに基づく必要な措置を講ずる事業場の割合を80%以上とした場合（アウトプット指標達成）、化学物質を使用する労働者の安全衛生が確保されるため、こうした労働災害が5%以上減少されることが期待できる。

また、熱中症による死傷災害については、今後、熱中症リスクの高い高年齢労働者が増加する一方、極端な高温等が起こる頻度とそれらの強度が、地球温暖化の進行に伴い増加することを背景として、熱中症による死傷災害の増加が予想される。ここで、暑さ指数を把握し活用している事業場の割合を増加させた場合（アウトプット指標達成）、職場における熱中症予防対策が図られるため、熱中症による死傷者数を減少させることが期待できる。

(キ) 総括

【死亡災害総括】

アウトカム指標に基づき、2027年までに建設業において死亡災害を15%減少させ、林業において発生させないことが期待される。こうした仮定を元に、第13次労働災害防止計画期間中の死亡者数と比較すると、少なくとも5%程度死亡者数を減少させることが期待できる。

【死傷災害総括】

アウトカム指標に基づき、2027年までに製造業におけるはさまれ・巻き込まれの死傷者数を5%減少させ、道路貨物運送業の死傷者数を2027年までに5%以上減少させることと期待する。加えて、各労働者数の増加を勘案して、50代・60代及び70歳以上の転倒災害、社会福祉施設における腰痛の発生件数が2021年と変わらないと期待する。こうした仮定を元に、2022年の死傷者数と比較すると少なくとも減少させることが期待される。なお、先計算において化学物質による死傷災害の減少については、全体の件数と比較して微少であるため、計算には含めていない。